

平成24年度の不適切事案を踏まえた業務の適切な執行について

平成25年2月7日

福島県総務部

I 適切な業務執行に向けた基本的姿勢

- 1 事務決裁規程、財務規則等の各種法令や要綱・マニュアル等に則った確実・迅速な業務の執行に努めること。
- 2 所属内及び執行機関相互のチェック機能の確保に努めること。
- 3 予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めること。

II 具体的な改善方策

次に掲げる具体的な改善方策の多くは、これまで各部局において実施・完結していたものであるが、今般の不適切事案を踏まえ、新たに、主要事業の執行状況等に関する総務部（財政課）への報告及び新生ふくしま復興推進本部（仮称）における確認・情報共有、出納局による財務事務指導等の強化を図るものである。

1 コンプライアンスの徹底（職員の意識改革）

コンプライアンス推進委員会の開催及び職場研修等の機会確保

2 所属内及び執行機関相互のチェック機能の確保等

（1）業務のチェック体制の確保等

出先機関におけるチェック機能を担う職位の明確化、複数チェック体制の構築、副担当活用の徹底など

（2）業務執行見込みや進捗状況の適時適切な管理及び共有

管理監督職員による業務の進捗状況等の全体把握など

（3）文書等の適正な管理

文書等の管理体制の確認（平成24年11月19日付け総務部長通知）など

3 財務事務の適正化

（1）予算執行方針の徹底

（2）現計予算額と執行見込み額との乖離のチェック（各部局）

（3）四半期毎の主要事業の執行状況等に関する報告等

四半期毎の主要事業の執行状況等について、各部局から総務部（財政課）に対する報告及び新生ふくしま復興推進本部（仮称）における確認・情報共有など

（4）財務事務指導等の強化（出納局）

社会保険料等定例的な支払いについて、各執行機関の支出状況を適時に把握・確認、適時に組織的な指導を行うことで支出漏れや支払遅延を防止
会計事務職員の業務遂行指針「会計事務必携」の改訂
歳入歳出外現金の月末残高資料の送付（財務会計システムの改修） など

Ⅲ 進行管理（PDCAサイクル）

各部局において、取組計画の策定（P）、同計画の実行（D）、四半期毎の進行管理（C）を行うとともに、新生ふくしま復興推進本部（仮称）で確認・情報共有（C）し、これらの結果をその後の取組に反映（A）させる。

